

様式 3 (審査基準)

法令名	学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号)
根拠条項	第 4 条第 1 項
申請に対する 許認可等の概要	学校の設置 (高等学校の学科の設置を含む。) 及び収容定員に係る学則の変更の認可
審査基準	<p>I 私立高等学校関係</p> <p>私立高等学校及び私立高等学校の学科の設置並びに私立高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可については、高等学校設置基準 (平成 16 年文部科学省令第 20 号) その他の関係法令のほか、次の基準によって審査する。</p> <p>なお、私立高等学校の設置者は、この審査基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。</p> <p>1 名称</p> <p>(1) 高等学校に付する名称は、当該高等学校の目的に照らし、高等学校の名称としてふさわしいものであること。</p> <p>(2) 既設校の名称とまぎらわしくないものであること。</p> <p>2 立地条件</p> <p>高等学校の位置は、教育上適切な環境にあり、高等学校としての役割を十分果たすことができるものであること。</p> <p>3 生徒定員</p> <p>生徒定員は、地域の実情等を勘案して、学校運営上適正な規模であること。</p> <p>4 学級編成</p> <p>同時に授業を受ける 1 学級の生徒数は、40 人以下とすること。</p> <p>5 教職員組織</p> <p>(1) 当該高等学校を運営するための適切な教職員組織を有するものであること。</p> <p>(2) 教職員数については、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」(昭和 36 年法律第 188 号) に準じて必要数を確保していること。</p> <p>6 施設及び設備</p> <p>(1) 校地、校舎及び運動場の面積は、高等学校設置基準第 13 条の基準によるものとする。ただし、校地及び運動場については、やむを得ないと認められる特別の事情があり、教育上支障</p>
基準変更日	平成 30 年 2 月 27 日

様式3 (審査基準)

<p>法令名</p>	<p>学校教育法 (昭和22年法律第26号)</p>
<p>根拠条項</p>	<p>第4条第1項</p>
<p>申請に対する 許認可等の概要</p>	<p>学校の設置 (高等学校の学科の設置を含む。) 及び収容定員に係る 学則の変更の認可</p>
<p>審査基準</p>	<p>がないものについては、この基準を下回ることができること。</p> <p>(2) 校舎として使用する建物は、原則として学校教育以外の目的に使用する施設を含まないものとする。</p> <p>(3) 校地、運動場及び校舎は、原則として同一の敷地内又は隣接地にあること。</p> <p>(4) 施設及び設備については、学校間の共用は認められないこと。ただし、特別の事由があり、かつ教育上支障がないと認められる場合は、その一部について共用を認めることができること。</p> <p>II 私立中学校関係</p> <p>私立中学校の設置及び私立中学校の収容定員に係る学則の変更の認可については、中学校設置基準 (平成14年文部科学省令第15号) その他の関係法令のほか、当該審査基準I私立高等学校関係1から6の基準を準用する。ただし、5(2)中「公立高等学校の適正配置及び教職員定員の標準等に関する法律」(昭和36年法律第188号)は、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号)」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、私立中学校の設置者は、この審査基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。</p> <p>III 私立幼稚園関係</p> <p>私立幼稚園の設置及び私立幼稚園の収容定員に係る園則の変更の認可については、幼稚園設置基準 (昭和31年文部省令第32号) その他の関係法令のほか、次の基準によって審査する。</p> <p>なお、私立幼稚園の設置者は、学校法人設立後においても、この審査基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。</p>
<p>基準変更日</p>	<p>平成30年2月27日</p>

様式3 (審査基準)

<p>法令名</p>	<p>学校教育法 (昭和22年法律第26号)</p>
<p>根拠条項</p>	<p>第4条第1項</p>
<p>申請に対する 許認可等の概要</p>	<p>学校の設置 (高等学校の学科の設置を含む。) 及び収容定員に係る 学則の変更の認可</p>
<p>審査基準</p>	<p>1 名称 (1) 幼稚園に付する名称は、当該幼稚園の目的に照らし、幼稚園の名称としてふさわしいものであること。 (2) 既存園の名称とまぎらわしくないものであること。</p> <p>2 立地条件 (1) 幼稚園の位置は、教育上適切な環境にあり、幼稚園としての役割を十分果たすことができるものであること。 (2) 既存幼稚園との位置その他について、幼児教育の機会均等、教育内容の充実等の見地から適正な配置となるものであること。</p> <p>3 園児定員 園児定員は、地域の実情等を勘案して、学校運営上適切な規模であること。</p> <p>4 学級編成 1学級の園児数は、35人以下を原則とすること。</p> <p>5 施設及び設備 (1) 園舎として使用する建物は、原則として学校教育以外の目的に使用する施設を含まないものとする事。 (2) 施設及び設備については学校間の共用は認めないこと。ただし、特別の理由があり、かつ教育上支障がないと認められる場合は、その一部について共用を認めることができること。</p> <p>IV 審査の特例 収容定員に係る学則の変更の認可及び文部科学大臣又はその他の都道府県知事が所轄する学校法人が行う香川県知事所轄の学校の設置 (学科の設置を含む。) の認可については、上記のほか、学校法人の寄附行為の変更の認可に係る審査基準に準じ審査すること。</p>
<p>基準変更日</p>	<p>平成30年2月27日</p>